

情報・システム研究機構情報公開等委員会規程

〔平成16年9月30日  
制 定〕

最近改正 令和4年5月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構本部各種委員会規程（以下「各種委員会規程」という。）第3条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に置く情報・システム研究機構情報公開等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 情報公開の実施に関すること（広報委員会の所掌に係るものは除く。）
- 二 法人文書の開示決定等に関すること
- 三 法人文書の開示実施手数料の減額又は免除に関すること
- 四 情報公開に係る異議申立てに関すること
- 五 情報公開に係る訴訟に関すること
- 六 法人文書の管理に関すること
- 七 保有個人情報の管理に係る事項に関すること
- 八 保有個人情報の開示及び訂正等に関すること
- 九 行政機関等匿名加工情報の提供に関すること
- 十 その他情報公開及び個人情報保護に関すること

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事のうち機構長が指名した者 1名
- 二 各研究所の情報公開等委員会等の委員のうちから機構長が指名した者 4名
- 三 事務局長
- 四 本部事務部総務課長
- 五 その他機構長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、本部事務部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年9月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日より適用する。